

新潟県病院局事務決裁規程（昭和36年新潟県病院局訓令第2号）の一部を次の表のように改正し、令和8年4月1日から実施する。

令和8年3月30日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

（下線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
別表第3（第16条関係）		別表第3（第16条関係）	
施設種類	代決の順序	施設種類	代決の順序
病院	1 院長の権限の代決 (1) 院長が不在のときは、副院長（副院長が複数の場合は、院長があらかじめ指定した順位による。） (2) 院長及び副院長がともに不在のときは、事務長 (3) 院長、副院長及び事務長がともに不在のときは、その事務を担当する部の長	病院	1 院長の権限の代決 (1) 院長が不在のときは、副院長（副院長が複数の場合は、院長があらかじめ指定した順位による。） (2) 院長及び副院長がともに不在のときは、事務長 (3) 院長、副院長及び事務長がともに不在のときは、その事務を担当する部の長
	2 事務長の権限の代決 (1) 事務長が不在のときは、事務長補佐 (2) 事務長及び事務長補佐がともに不在のときは、庶務課長又は経営課長		2 事務長の権限の代決 (1) 事務長が不在のときは、事務長補佐 (2) 事務長及び事務長補佐がともに不在のときは、庶務課長又は経営課長
診療所	1 センター長の権限の代決 (1) <u>センター長が不在のときは、事務長</u> (2) <u>センター長及び事務長がともに不在のときは、経営課長</u>	看護専門学校	看護専門学校長の代決 (1) 看護専門学校長が不在のときは事務長 (2) 看護専門学校長及び事務長がともに不在のときは、看護専門学校長があらかじめ指定した職員
	2 事務長の権限の代決 (1) <u>事務長が不在のときは、経営課長</u> (2) <u>事務長及び経営課長がともに不在のときは、経営係長</u>		
看護専門学校	看護専門学校長の代決 (1) 看護専門学校長が不在のときは、 <u>事務長</u> (2) 看護専門学校長及び事務長がともに不在のときは、看護専門学校長があらかじめ指定した職員		